

# 軽種馬経営高度化指導研修（人材養成支援）事業実施要領 修学奨励金交付事業

制定 平成25年1月4日

改正 平成30年3月28日

改正 令和5年1月20日

（趣旨及び内容）

**第1条** 近年の軽種馬生産や育成においては、少子化などの影響もあり、生産育成牧場への就業者不足が喫緊の課題となっている。また、強い馬づくりのためには、就業者においても高度な知識や技術を持っていることが重要である。こうしたことから、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）は、国内軽種馬関係機関が国内の軽種馬生産育成の仕事への就業者を養成するために設置した研修機関で教育を受ける者のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、修学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

（事業の実施）

**第2条** 本事業の実施に関しては、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成17年3月24日16地全協地区第128号）に定めるもののほか、この要領の定めによる。

（交付対象者）

**第3条** 奨励金の交付対象となる者は、第4条に指定する研修機関が行なう生産育成に関する研修課程の入学選考に合格した者（以下「合格者」という。）で、次に掲げる全ての要件を充たす者とする。

- (1) 研修課程の修学意欲が旺盛で、経済的理由により修学が困難と認められる者
- (2) 保護者の収入が別表「対象世帯及び奨励金交付額」に定める一定基準以下である者
- (3) 第7条に規定する交付対象者の義務を順守する者

（研修機関の指定）

**第4条** 対象となる研修機関は以下のとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本軽種馬協会静内種馬場
- (2) 公益財団法人軽種馬育成調教センター
- (3) その他、協会が特に指定する研修機関

（奨励金の額）

**第5条** 協会は、交付対象者に対し、研修機関が定めた入学から卒業までの一研修期間あたりの奨励金を、別表に掲げる区分により交付する。

（奨励金交付の手続等）

**第6条** 奨励金の交付を希望する者の手続及び審査等は以下による。

- (1) 奨励金の交付申請

奨励金の交付を受けようとする合格者は、様式第1号により、同号に定める提出書

類を添えて、奨励金交付承認申請書を原則として入所手続締め切りの30日前までに協会に提出するものとする。

(2) 申請書の審査

協会は、(1)の奨励金交付承認申請書を受理した場合は速やかに審査し、申請者に対して様式第2号の奨励金交付申請の結果通知書により審査の結果を通知し、交付対象とした者には第5条の奨励金の額を通知する。

(3) 奨励金の交付方法等

- ① 協会は、様式第3号により研修機関の長あてに奨励金を交付する対象者を通知し、奨励金を直接研修機関あて振り込む。
- ② 交付対象者は、研修機関入所の際に納付すべき研修費用から奨励金の額を差し引いた額を研修機関に納付するものとする。

(4) 奨励金の受領

(3)により奨励金の交付を受けた者は、様式第4号の奨励金受領証を協会に提出するものとする。

(交付対象者の義務)

**第7条** 交付対象者は、次に掲げる全ての事項を履行する義務を負う。

- (1) 研修中は研修機関の指導方針に従い、規律を守り、学技の向上に励むこと。
- (2) 研修終了後は様式第5号により研修を修了した旨の報告を協会に提出し、速やかに国内の生産育成牧場や関連施設に原則として2年間は就労すること。

(奨励金の返還)

**第8条** 協会は、交付対象者が第7条各項に違反した場合は、交付した奨励金の返還を命じることができる。

- 2 交付対象者が中途退所した場合に、研修機関は協会に報告すると共に日割り計算により算出した奨励金の残金を協会に返還するものとする。また、協会は交付対象者に対し交付した奨励金の一部の返還を命ずることができる。

(奨励金交付期間)

**第9条** この奨励金の交付は、当該年の交付対象者が修学する前の3月末日までに実施する。

(事業の推進)

**第10条** 協会は、本事業の円滑な実施を行うため、関係機関及び団体と密接な連携の下に事業推進を図るとともに、これら関係機関等の協力を得て事業の周知と効果的運営に努める。

(帳簿等の保管)

**第11条** 協会は、補助事業に係わる経理の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業実施の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

**第12条** 協会会長は、本事業の実施に関して、この要領の定めによるもののほか必要な事項について、あらかじめ地方競馬全国協会の承認を受けて別に定めることができる。

**附 則**

(適用期日)

- 1 この要領は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日（平成25年1月4日、以下「登記日」という。）から適用する。

(廃止)

- 2 軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(2)修学奨励金交付事業（平成22年4月1日制定）は、登記日をもって廃止する。

**附 則**

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和5年2月1日から適用する。